

藤井寺市立市民総合会館の営利料金について

下記の①、②、③のいずれかに該当する際は、営利料金として会館使用料が割増しになりますのでご了承ください。

① **企業加算**（会社名や店舗名で申請する場合）

企業加算の判別基準については「営利判別基準表」でご確認ください。

② **入場料加算**（使用にあたって入場料等を徴収している場合）

1, 500円以上の入場料等を徴収される際に適用されます。

③ **営利加算**（使用内容が営利目的である場合）

以下の内容や、その他これらに類する目的として使用する際に適用されます。

- ・ 物品や企業・店舗などの広告・宣伝・販売・勧誘
- ・ 企業・店舗などの会議
- ・ 営業活動・販売促進のための勉強会・講習会・研修会
- ・ 実費以上の参加費、講習料、手数料などを徴収
- ・ 「営利判別基準表」の営利該当者が主体での使用